

お客様各位

復興特別所得税に関するお知らせ

2011年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（復興財源確保法）が公布されました。

これにより、**2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、預金利息の利益等の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が付加されます**のでお知らせいたします。

当組合パンフレット等に表示しております所得税は、現行の税率をもとに計算・表記しておりますことから、実際のお受取り金額と異なる場合がありますので、ご注意ください。

<当組合取扱商品で復興特別所得税の対象となるもの>

普通預金 各種定期預金 貯蓄預金 通知預金 定期積金

※その他、出資配当金、懸賞金等も課税対象となります。

<税率>

	預金・定期積金等の利子	出資配当金
2012年12月31日まで	20% (所得税15%、住民税5%)	20% (所得税20%)
2013年1月1日～ 2037年12月31日	20.315% (所得税 15.315% 、住民税5%) ※復興特別所得税分 $15\% \times 2.1\% = 0.315\%$	20.42% (所得税 20.42%) ※ $20\% \times 2.1\% = 0.42\%$

普通預金は、2013年1月1日以降にお支払いするお利息より復興特別所得税が課されます。

各種定期預金は、2013年1月1日以降の満期時、中途解約時、中間利払日にお支払いするお利息より復興特別所得税が課されます(2012年12月31日以前よりお預け入れいただいている預金につきましても、一律復興特別所得税が課されます)。

懸賞金等は、対象となる定期預金の満期日が2013年1月1日以降となるものより復興特別所得税が課されます。

出資配当金は、平成24年度分の配当金から復興特別所得税が課されます。

本お知らせは作成時点における法令その他の情報に基づき作成しておりますが、今後の改正等により、内容が変更される場合があります。最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認いただきますようお願いいたします。また、本説明にかかわらず、お客さまの個別の状況に応じて、取扱いが異なる場合があります。個別具体的なケースにかかる税務上の取扱い等につきましては、税理士・税務署等にご相談ください。

以上